

税務課からのお知らせ

来年度町県民税などの申告について

平成31年1月1日現在黒潮町に在住する世帯に申告書を配付しています。

「申告書の提出が不要な方」に該当しない20歳以上の方は、前年の1月から12月までの1年間の収入などについて申告が必要となります。

この申告書は国民健康保険税・介護保険料の申告書も兼ねていますので、収入が無い場合でも、その旨を記載して提出してください。申告結果は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税などの算定資料としても使います。

また、所得証明書などの税務証明の基礎資料としても使います。

申告書の提出がない場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられない、所得証明書の交付ができない、各種税額控除が受けられない、などの場合があります。収入のなかった方や、障害年金・遺族年金などの非課税年金を受給

している方も申告が必要となりますので、期限内の申告をお願いいたします。

ただし、次に該当する方は提出は不要です。

◆申告書の提出が不要な方

- ① 所得税の確定申告書(還付申告を含む)を提出された方
- ② 昨年中の収入が公的年金のみの方で、扶養控除、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- ③ 昨年中の収入が給与(1カ所)のみの方で、勤務先より年末調整済の給与支払報告書が提出されている方
- ④ 昨年中の収入が全く無く、黒潮町内の方に扶養(税)されている方

◆申告の際に必要なもの

- ① 印かん(認印可)
  - ② 収入や経費がわかるもの(給与、公的年金などの源泉徴収票、自営業の方は、収入の明細や経費の領収書など)
  - ③ 生命保険や地震保険の控除証明書
  - ④ 国民年金などの支払証明書
  - ⑤ 医療費の領収書
- ※②、⑤については事前に集計をしておいてください。

◆本人確認について

本人確認のため「個人番号カード」をお持ちください。

個人番号カードをお持ちでない方  
個人番号通知カードと次のような顔写真付のもののうちいずれかひとつ

運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード など

個人番号カードと顔写真付のものがない場合

個人番号通知カードと次のようなものふたつ

健康保険証・年金手帳 など

【提出期限】3月15日(金)

※必要な書類などの確認や申告の要否については、お気軽にお問い合わせください。

忘れていませんか

軽自動車などの廃車手続

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続をしないと、来年度も軽自動車税がかかります。ご自宅にこのような車両がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が違いますので、

ご注意ください。

軽自動車の種類	手続先・連絡先
○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113
○軽自動車	軽自動車検査協会(高知市長浜) ☎050-3816-3125
○125cc超~250ccまでのバイク	高知県軽自動車協会(高知市長浜) ☎088-842-4311
○250ccを超えるバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077

農耕車には軽自動車税がかかります

農耕車とは、トラクター・乗用装置付のコンバイン・田植機・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置が付き、時速35km未満で走行するものです。

これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。

農耕車を登録されていない方は、本庁または佐賀支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買い替え、廃車したときも担当窓口で手続きが必要です。

◆登録に必要なもの

- ・所有者の印かん(認印可)
  - ・車名
  - ・車台番号
  - ・総排気量
- ※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印かんも必要になります。

軽自動車税の減免について

障がい者のために使用する車で、次の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

◆対象となる車両

- ・障がい者が所有し、自らが運転する車
  - ・障がい者(18歳未満の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者と生計を同じくする方を含む)が所有し、生計を同じくする方が障がい者の通院通学などのために運転する車
- 障がい者のみの世帯の方が所有し、常時介護する方が障がい者の通

院通学などのために運転する車 ※障がいの程度などによる制限があります。また、軽自動車、普通自動車あわせて1台に限ります。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
  - ・個人番号カードまたは通知カード
  - ・運転者の運転免許証
  - ・印かん(認印可)
  - ・自動車検査証
  - ・減免申請書(本庁 税務課・佐賀支所 地域住民課にあります)
- ※「生計が同一であること」や「常時介護していること」、「通院、通学などを行っていること」を証明する書類が別途必要な場合があります。

◆申請期間(来年度分)

- 5月24日(金)まで
  - ※4月1日現在、所有している車に限りです。また、4月2日以降に車を取得したり、障害者手帳の交付を受けた方は、翌年度から対象となります。
- お問い合わせ
- 本庁 税務課 住民税係
- ☎ 43-2816
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係
- ☎ 55-3113

愛玩鳥を飼育されている皆さんへ

高知県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、愛玩鳥を飼育されている皆さんへ情報提供や鳥の異常の有無を調査する必要があります。ため、黒潮町および高知県では愛玩鳥の飼育状況調査を実施しています。黒潮町内で次の愛玩鳥を飼育されている方はご連絡をお願いします。

○対象となる鳥の種類

- ニワトリ、アヒル、アイガモ、ウズラ、七面鳥、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、その他の鳥(野生動物と接触があるもの)

○報告する内容

氏名、住所、電話番号、鳥の種類、羽数(100羽以上飼育されている場合は報告の必要はありません) ※個人情報 は本目的以外には使用しません。

○報告期限

- 2月28日(木)まで
- 報告・お問い合わせ

本庁 農業振興課 農業振興係

- ☎ 43-1888
  - ☎ 43-1278
  - ☎ 37-1214
  - ☎ 37-5326
- 高知県西部家畜保健衛生所

高知家健康パスポート2018 第2回抽選会

黒潮町で高知家健康パスポートを所有されている方を対象に、今年度2回目の抽選会を行います。

◆応募締切 2月28日(木)

◆応募方法

同パスポートに希望するコースに必要な枚数のヘルシーポイントシールを貼り、役場(本庁保健衛生係、佐賀支所総合窓口第2係、保健センター)へお持ちください。住所・氏名の欄が記載されたペー지를コピーしますので、それにコースを記入し応募完了です。

※応募は1人1回のみ。第1回の抽選会で当選された方は、応募できません。

【Aコース(20枚)】

拳ノ川診療所検査券(腹部エコー検査と血液検査) 3名

【Bコース(15枚)】

びんび屋ちりめん・干物セット 10名

【Cコース(10枚)】

黒潮町商品券2千円分 70名

- お問い合わせ
- 本庁 健康福祉課 保健衛生係
- ☎ 43-2836